

枚方宿地区まちづくり協定

(目的)

第1条 この協定は、第5条に定める区域内(以下「区域内」という。)におけるまちなみ整備に関し、必要な事項を協定し、枚方宿地区の快適で調和のとれたまちなみ環境の形成と維持・向上を目指すことを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、枚方宿地区まちづくり協定(以下「協定」という。)と称する。

(協定の締結)

第3条 この協定は、区域内の土地の所有者及び借地権を有する者(以下「土地所有者等」という。)の合意により締結するものとする。
2 前項の合意は、枚方宿地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)の総会の議決をもって合意を得たものとしてすることができる。
3 協議会の総会の議決により協定を締結しようとするときは、区域内の土地所有者等にあらかじめ協定の内容を周知し、その意見を聴くものとする。

(協定の変更・廃止)

第4条 この協定を変更又は廃止しようとするときは、前条の規定を準用する。

(協定の区域)

第5条 協定の区域は、別図に示すとおりとする。

(まちなみ整備の基準等)

第6条 区域内におけるまちなみの整備の基準等は、次の各号に掲げる項目について、別表に定めるとおりとする。

- (1) 建築物(建築物に附属する(2)工作物を除く。)に関すること。
 - (2) 塀、門、ガレージ等の工作物に関すること。
 - (3) 屋外広告物に関すること。
 - (4) 色彩に関すること。
 - (5) その他、まちなみ整備に必要な事項。
- 2 土地所有者等は、区域内において建築行為等を行うときは、前項に定める内容の実現に誠実に努めるとともに、良好なまちなみ環境を形成し、維持増進するために相互に協力するものとする。
(建築物等の維持管理に関する事項)

第7条 土地所有者等は、この協定に沿って整備した建築物等については、前条に規定するまちなみ整備の内容が保持されるよう維持管理に努めるものとする。

(地区施設等の維持管理について)

第8条 枚方市が区域内における「歴史的景観の保全及び整備に関する計画」に基づいて整備した地区施設等について、別の管理協定等により土地所有者等が維持管理を行うこととされた場合、当該土地所有者等は適正な維持管理に努めるものとする。

(協定運営委員会)

第9条 協定の運営に関する事務を処理するため、区域内において協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、協議会のまちづくり協定運営部会をもって組織する。

3 委員の任期は2年とする。

4 委員の再任はこれを妨げない。

(役員)

第10条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 委員 若干名

2 委員長は、まちづくり協定運営部会の部会長が務める。

委員長は、委員会を代表し、協定運営の事務を統括する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が任命する。

4 委員長に事故あるときは副委員長がこれを代理する。

5 委員長は、必要に応じて専門知識を有する者の出席を求めることができる。

(委員会との協議)

第11条 土地所有者等が区域内において建築行為等を計画しようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

2 枚方市開発事業等の手続等に関する条例第15条第1項に規定する協議が必要な場合は、事前に建築計画等の図書により、委員会と協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第12条 協定の有効期間は10年とする。

(雑則)

第13条 本協定に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 本協定は令和3年3月28日より実施する。

枚方宿地区まちづくり協定

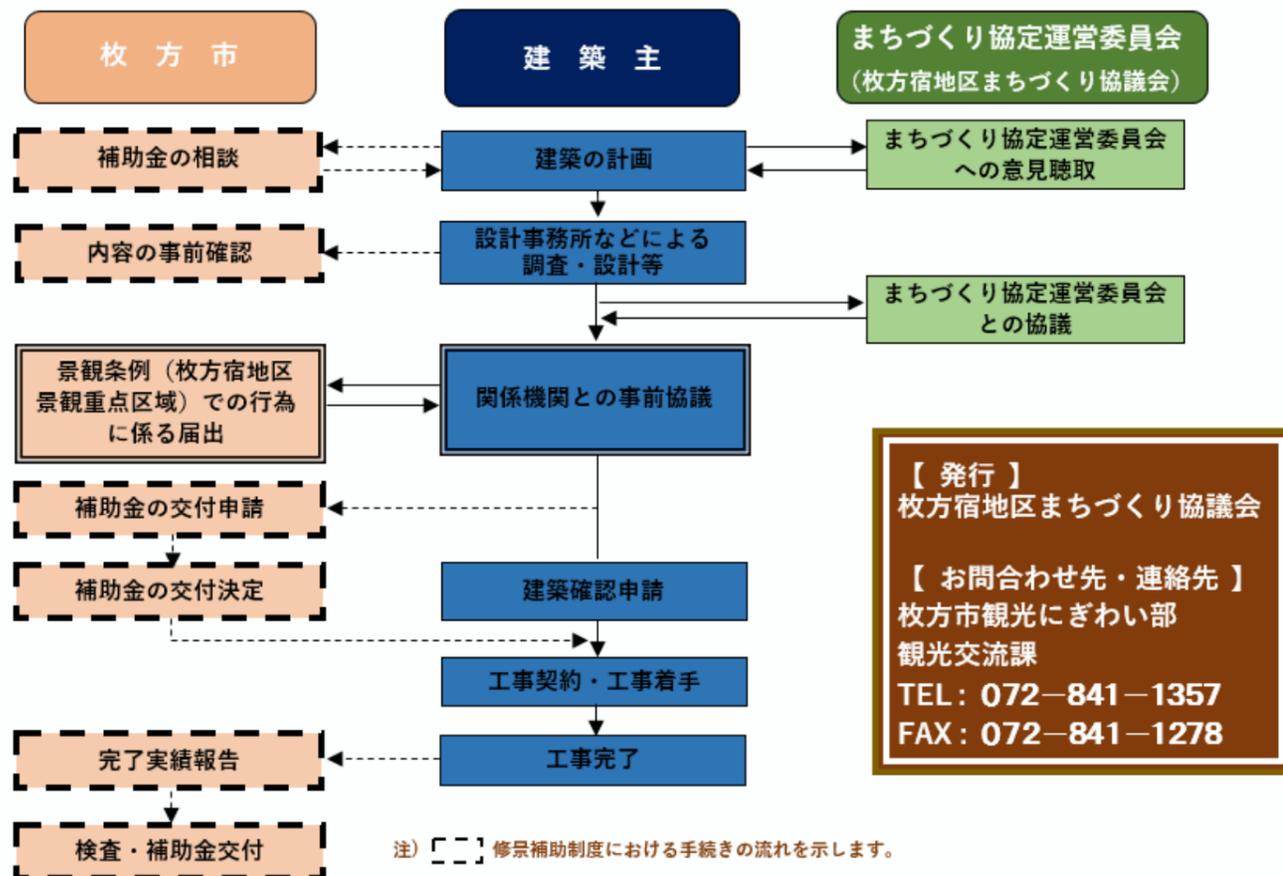
枚方宿地区の歴史と文化を 生かすまちづくりにむけて

まちなみ修景ガイドライン(建物・屋外広告物)のご案内

枚方宿地区では、地域住民と市が協力して、地区の歴史を大切にしながらも現代の生活に適應できるようなまちづくりを進めています。また、住民がわがまちに愛着や誇りをもてるよう、まちの魅力や活力をつくりだそうとしています。

まちづくり協議会では、地域住民の手で取り組むまちづくりの第一歩として、「住民みんなが進めていくためのまちづくりの指針」となる、枚方宿地区まちづくり協定を結びました。

枚方宿地区での建物の新築・増築・改築等の協議の流れ



【発行】
枚方宿地区まちづくり協議会

【お問合わせ先・連絡先】
枚方市観光にぎわい部
観光交流課
TEL: 072-841-1357
FAX: 072-841-1278

枚方宿地区まちづくり協議会

枚方宿地区で建物の 新築・増改築をされる方へ

建物・屋外広告物の
修景には
市の補助制度の
適用があります。

枚方宿地区の歴史を生かし、もっと魅力あるまちにしていきたいためには、伝統的様式の建物を残し、新しい建物やすでに改造された建物などもまちなみに調和するように修景していく必要があります。そこで、住む人も訪れる人も、このまちに愛着と誇りをもてるまちづくりを進めていくための約束事を決めました。



商店は営業面でも魅力ある店構えにすると同時に枚方宿の雰囲気合うようにしましょう。



新しく建てる場合でもまちなみに調和するデザインを取り入れましょう。

建物のまちなみへの調和に合わせて
花や緑をふんだんに取り入れ
まちにうらおいをもたらしたいものです。

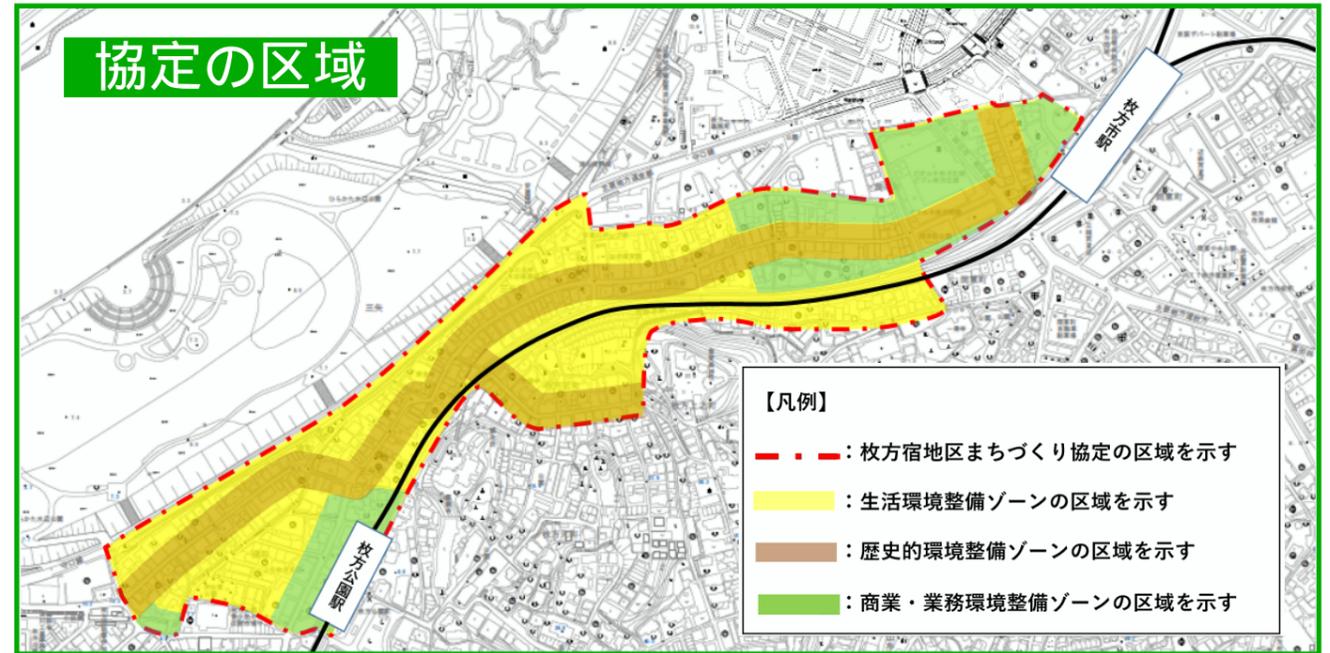


住宅を改造する場合は、外観は屋根や壁、格子などで枚方宿らしく修景しましょう。

枚方宿地区まちづくり協定

個性と魅力あるまちなみへ 建築に関する地区の約束事

家の建て替えや増改築のときにまちづくり協定を指針としてお互いに守り合っていくことで、歳月の経過とともに、宿場町の伝統を引き継ぐ個性と魅力あるまちなみがつくられていきます。



協定の内容

	歴史的環境整備ゾーン	生活環境整備ゾーン	商業・業務環境整備ゾーン
建築物			
高さ	・道路に面するところは屋根を揃えます。	・近隣と調和する高さとしします。	
庇	・1階に庇をつけて、その高さを揃えます。	・特に規定はありません。	
屋根	・勾配屋根（日本瓦）としします。	・勾配屋根としします。	・全体として和風と調和するデザイン、またはシンプルなデザインとしします。
壁	・壁面の位置をそろえます。 ・木・石・漆喰などの伝統的素材又はそれらと調和するものとしします。	・伝統的素材（自然素材）に調和する素材としします。	
開口部 (窓・戸など)	・住宅は、伝統的様式（格子・虫籠窓）又はそれらと調和するものとしします。 ・店舗は、伝統的様式と調和するデザインとしします。	・伝統的様式と調和するデザインとしします。	
工作物			
塀	・木・石・竹・漆喰・瓦を使用するなど、和風塀としします。	・和風塀と調和するデザイン、または生垣としします。	
門	・和風門としします。	・和風門と調和するデザインとしします。	・和風と調和するデザイン、またはシンプルなデザインとしします。
ガレージ	・和風デザインとしします。	・和風と調和するデザインとしします。	
自動販売機	・自動販売機は、街なみや建物に調和するものとしします。	・自動販売機は、街なみや建物に調和するものとしします。	・自動販売機は、街なみや建物に調和するものとしします。
色彩	・白・黒・灰色・濃茶等、周辺の伝統的なまちなみに調和するものとしします。	・白・黒・灰色・濃茶等を基調とし、周辺の伝統的なまちなみに調和するものとしします。	・白・黒・灰色・濃茶等を基調とし、周辺の伝統的なまちなみに調和するものとしします。
その他			
空地・駐車場	・空地・駐車場は、生垣や和風塀で修景しします。	・空地・駐車場は、生垣や街なみと調和する塀などで修景しします。	・空地・駐車場は、生垣や街なみと調和する塀などで修景しします。

市の補助制度をうける場合は一定の基準に沿ったものにする必要があります。

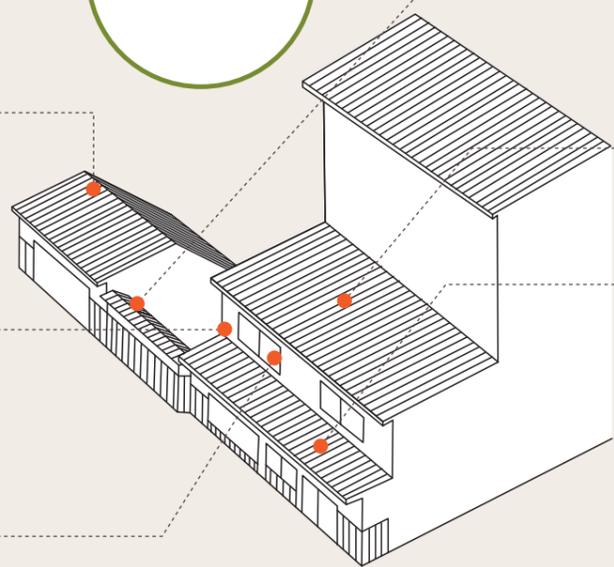
協定のイメージ

歴史的環境整備ゾーン

屋根
◎勾配に配慮した傾斜屋根(日本瓦)とします。

壁面
◎壁面の位置をそろえます。
◎木・石・漆喰等の伝統素材またはそれらと調和するものとします。

開口部 (マド・戸など)
◎住宅は伝統的様式(格子・虫籠窓)またはそれらと調和するものとします。
◎店舗は伝統的様式と調和するデザインとします。



工作物等
◎塀は木・石・竹・漆喰・瓦を使用するなど、和風塀とします。
◎門は和風門とします。
◎ガレージは和風デザインとします。

高さ
◎道路に面するところは屋根をそろえます。

庇
◎1階に庇をつけてその高さをそろえます

色彩
◎黒・濃茶・白・灰色系の色彩とします。

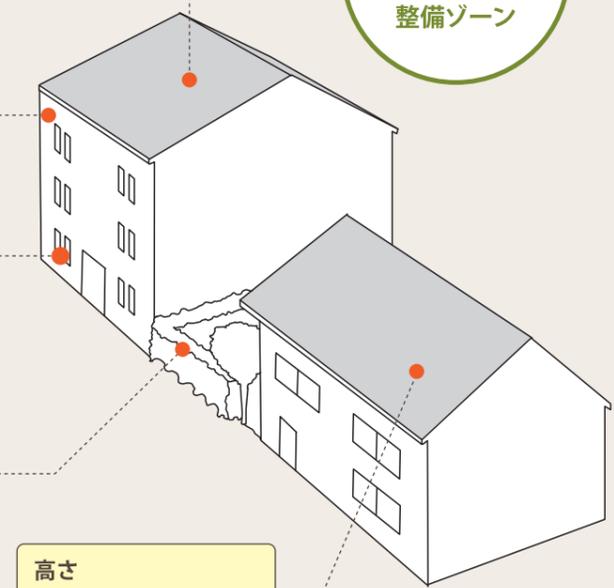
その他
◎自動販売機の色は黒・濃茶・白・灰色系を基調とする色彩とします。
◎空地・駐車場は、生垣や和風塀で修景します。

生活環境整備ゾーン
商業・業務環境整備ゾーン

屋根
◎傾斜屋根とします。

壁面
◎伝統的素材(自然素材)に調和する素材とします。

開口部 (マド・戸など)
◎伝統的様式と調和する素材とします。



色彩
◎落ち着いた色調を基本とし、原色の使用は最低限とします。

その他
◎自動販売機の色はまちなみや建物に調和するものとします。
◎空地・駐車場は、生垣やまちなみと調和する塀などで修景します。

商業・業務環境整備ゾーン
屋根・壁・開口部
◎全体として和風と調和するデザイン、またはシンプルな洋風デザイン(左右対称など)とします。

高さ
◎近隣と調和する高さとなります。

工作物等
◎和風塀と調和するデザイン、生け垣とします。

調和あるまちなみへの指針

枚方宿らしい屋外広告物
ガイドライン作成にあたって

まちなみに調和しつつも賑わいや活力をつくりだす広告やサインを誘導します

情報を的確に伝え、わかりやすい表現方法を誘導します

■ 枚方宿地区屋外広告物ガイドラインの目的

■ 屋外広告物の種類



■ 枚方宿らしい広告物のデザインの考え方

大きさ

広告物は周囲との調和が何よりも大事です。大きすぎるものは避け、必要最低限の大きさを枚方宿のイメージを高めるものとしましょう。

設置場所

建物屋上への広告物設置は避け、建物正面に設置し、高さは2階以下としましょう。道路にはみ出した広告物は通行の妨げ、視界の妨げとなるのでやめましょう。

形態

建物との一体感が感じられる形態を推奨します。安定感が感じられ、まちの景観と調和し、まちに落ち着きを与えるデザインを心がけましょう。

素材

屋外で長期間表示することから、丈夫で安全な素材を使い、歳月の経過とともに味わいや品を増す素材を利用しましょう。

数量

原則として建物1棟につき1つとしましょう。整理・統合が難しく、やむを得ず複数設置する場合には、建物の片側にまとめ、大きさを揃えるなどの工夫をしましょう。

色彩

広告物の色彩はまちの雰囲気と大きな影響を与えます。そのため、際立った色使いを避け、落ち着いた色により上品な広告物として、まちの景観を守りましょう。

表示内容

シンプルで分かり易い表現方法を用い、見だ目にすっきりとしたものとしましょう。屋号を主として、それ以外の表示内容については、必要最小限としましょう。

照明

ネオン管などの光源が露出したものや点滅・移動する照明器具の使用はやめましょう。やわらかい光で、夜間のまちなみ景観に寄与する照明を用い、まちの魅力を高めましょう。

支柱

広告物の一部である支柱についても、素材、色、形態などに配慮し、まちの景観を損ねないよう心がけましょう。

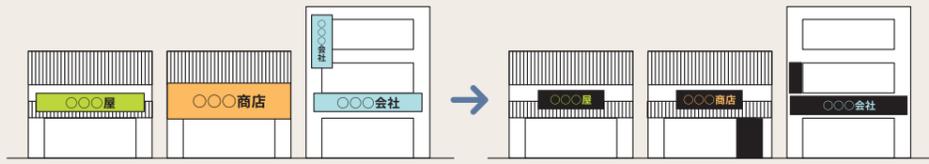
維持管理

汚れ、破れ、さび、日焼けしてしまった色や文字等のある広告物はまちの景観を悪くします。速やかに撤去又は修復し、適切な維持管理を心がけましょう。

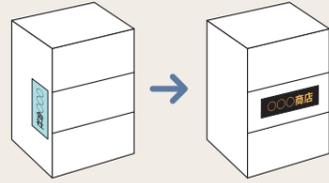
■まちなみに調和させる広告物の修景パターン

壁面広告物

- ◎和風建築の場合、底の上に和のデザインに調和する看板を設置
- ◎ビルの場合、建物形状にあわせ、開口部が隠れないよう設置

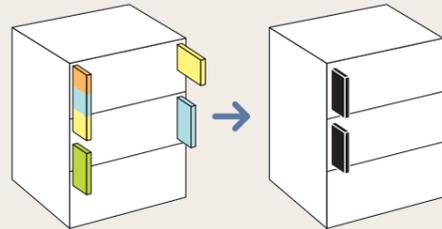


◎建物側面の看板はやめ、できるだけ正面に設置

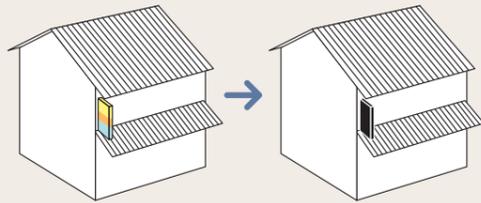


突出広告物

◎できるだけ数を少なくし、建物の片側にまとめ、建物形状にあわせて設置

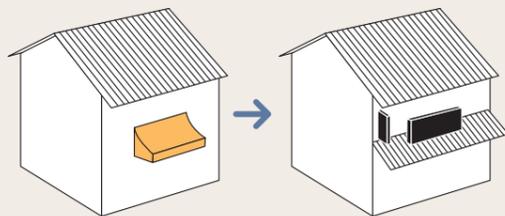


◎和風建築の場合、和のデザインに調和する看板を設置

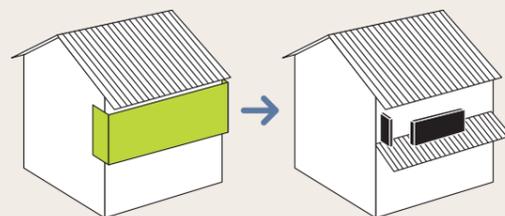


テント・看板建築

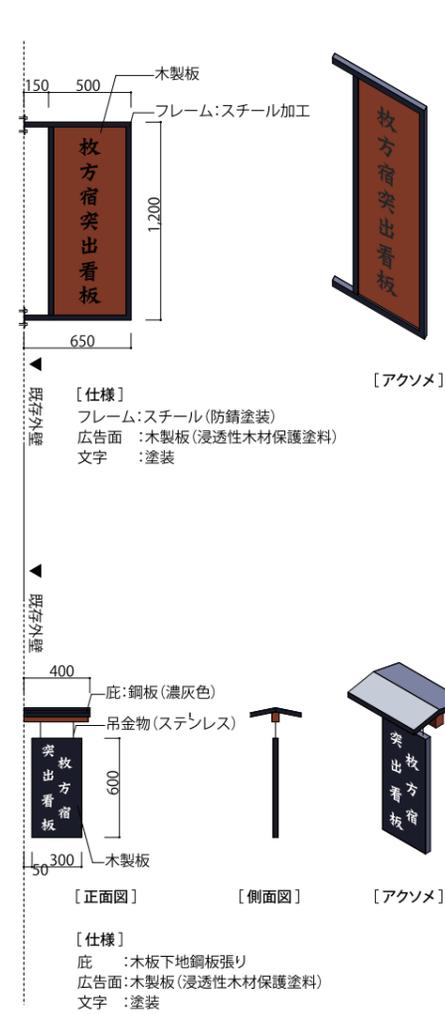
◎テント看板を撤去し、底をつけ、和のデザインに調和する看板を設置



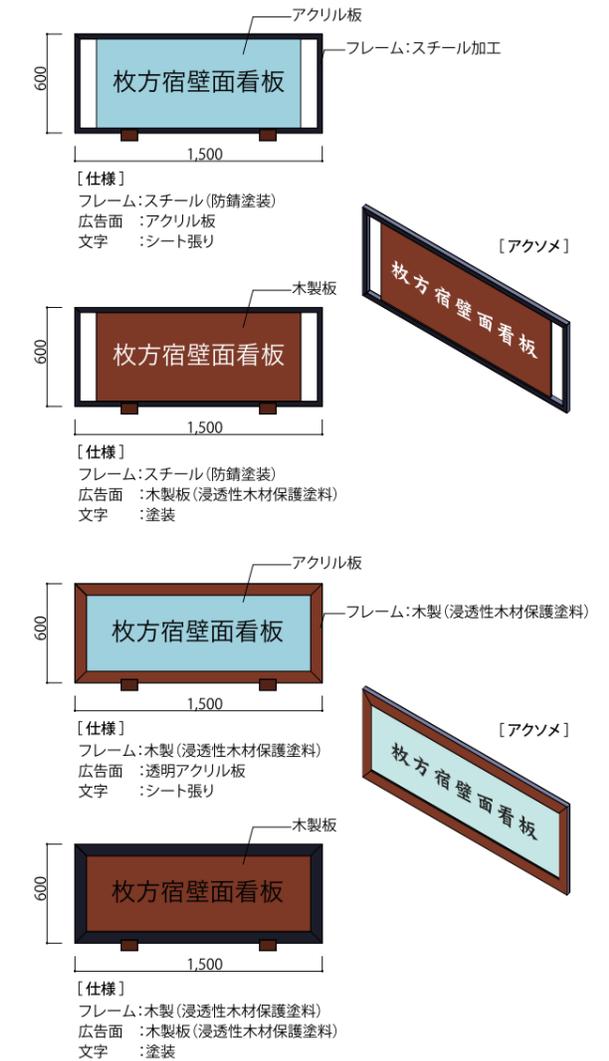
◎看板建築の看板を撤去し、底をつけ、和のデザインに調和する看板を設置



突出看板



壁面看板A



壁面看板B

